

厚生労働省で定める揭示事項

(令和 8 年 6 月現在)

- 1) 厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
 - 難病指定医療機関(難病の患者に対する医療等に関する法律)
 - 生活保護法及び中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
 - 結核指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
 - 被爆者一般疾病医療機関(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)
 - 労災保険指定医療機関(当同社災害補償保険法)
 - 指定小児慢性特定疾患医療機関(児童福祉法)

- 2) 基本診療料の施設基準などに係る届出

電子的診療情報連携体制整備加算2

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

※ 本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

夜間早朝等加算／時間外加算

当院は、平日の午前診 9:00～12:00、午後診 16:00～19:00、土日の 10:00～14:00 を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降・日曜日は終日「夜間・早朝等加算」(50点)が初診・再診に関わらず適用されますのでご了承ください。また、当院が標榜している診療時間外に受診された場合は、時間外加算(時間外・深夜・休日加算)が適用されます。

外来感染対策向上加算・連携強化加算

当院では受診歴の有無にかかわらず、発熱患者の受け入れを行い、患者様に対して月 1 回、外来感染対策向上加算 6 点、連携強化加算 3 点を算定しております。

当院では感染対策として下記の取り組みを行っています。

- ・ 感染管理者である副院長が中心となり、従業者全員で院内感染対策を推進します
- ・ 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を実施しています。
- ・ 少なくとも年 2 回程度、感染対策向上加算 1 に係る届出を行った医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しています。
- ・ 感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・ 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

抗菌薬適正使用体制加算

抗菌薬適正使用の初診の患者様に対して月1回外来感染対策向上加算5点を算定しています。当院は、抗菌薬の使用状況を合同カンファレンスで共有し、抗菌薬の適正使用を促進するための取組を行っています。

機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取組を行っています。

- ・ 他の医療機関の受診 状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・ 必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・ 介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・ 夜間・休日 等の緊急時の対応 方法について情報提供いたします。
- ・ 業務継続計画(BCP)を策定し、災害等の緊急時にも診療を継続できる体制を整えています

一般名処方加算

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬については、患者様へご説明のうえ、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要なお薬が提供しやすくなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

物価対応料について

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診時・再診時にそれぞれ2点が加算されます。

3) 特掲診療料の施設基準などに係る届出

- 機能強化型在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
- 在宅療養支援診療所(支援診2)
- 婦人科特定疾患治療管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準

4) 個別の診療報酬のわかる明細書の発行について

当院は医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

保険適応外料金表

◆診断書・証明書

診断書（院内所定）	3,300 円
診断書・意見書（所定外）	5,500 円
障害年金診断書（初回）	8,800 円
障害年金診断書（更新）	5,500 円
生命保険診断書	5,500 円
診療情報提供書	2,500 円
その他、各種証明書	3,300 円～

◆予防接種

（1回あたりの料金）

インフルエンザ	4,000 円	一部助成金があります。
肺炎球菌	8,000 円	一部助成金があります。
肺炎球菌（7価）	11,500 円	一部助成金があります。
麻疹・風疹（MR）ワクチン	9,000 円	一部助成金があります。
麻疹	7,500 円	
風疹	7,500 円	
水痘・帯状疱疹生ワクチン	9,000 円	
帯状疱疹不活化ワクチン（シグ`リックス）	22,000 円	一部助成金があります。
ムンプス	7,000 円	
破傷風	8,500 円	
HPV（シルガード` 9 価ワクチン）	30,000 円	（助成対象者は無料）

◆その他

文書郵送代	500 円
情報通信機器に要する費用（郵送代込み）	1,000 円